

# 皆野町子ども・子育て支援事業計画

---

平成 27 年 3 月

皆野町



# はじめに

すべての子どもたちが笑顔でいきいきと暮らし、健全に成長できる環境づくりは、私たち大人の責務であり、みんなの願いです。しかし、近年のライフスタイルの変化等により、核家族化の進行、就労形態の多様化、近所や地域関係の希薄化といった、子育て中の保護者が抱える負担感や不安感は増加しており、それに伴い厳しい環境におかれている子どもたちも増えています。



さらに、少子化の進行が私たちの社会の仕組み全般に与える影響も、深刻な問題となっています。このような現状を解決するため、国においては、平成 24 年に「子ども・子育て関連 3 法」を制定、この 3 法に基づいた新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」を平成 27 年度から施行する予定です。

本町におきましても、平成 21 年度に「皆野町次世代育成支援行動計画（後期計画 2010～2014）」を策定し、「子どもの豊かな心を育み、楽しく子育てができるまち」の基本理念のもと、地域ぐるみによる子育て環境の整備に取り組んできました。このたび、国の新たな制度への対応を図るだけでなく、近年の子ども・子育てを取り巻く環境の変化等を踏まえ、子どもの健やかな育ちと、子育てを社会全体で支援する環境を整備するための指針として、「皆野町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。今後は、この計画に基づき、町民の皆様をはじめ、関係機関・団体等とさらに連携を図りながら、具体的施策・事業を展開し、基本理念の具現化を目指していきたいと考えておりますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この計画を策定するにあたり、熱心にご協議いただきました皆野町子ども・子育て支援会議の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月 皆野町長 石木戸 道也



# 目 次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1. 計画策定の背景 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	2
3. 計画の期間.....	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題.....	3
1. 皆野町の概況.....	3
2. 教育・保育に関する状況.....	6
3. 家庭・地域の状況.....	10
第3章 計画の基本理念と基本的な視点 .....	16
1. 子ども・子育ての基本理念 .....	16
2. 基本目標 .....	17
3. 施策の体系.....	18
4. 教育・保育提供区域の設定 .....	19
第4章 基本施策の展開 .....	20
1. 子どもへの支援 .....	20
2. 家庭への支援.....	25
3. 地域力の向上.....	36
第5章 計画の推進に向けて .....	38
1. 計画の推進体制 .....	38
2. 計画の進捗管理・評価 .....	39
資料編 .....	40
1. 皆野町子ども・子育て支援会議条例.....	40
2. 皆野町子ども・子育て支援会議委員名簿 .....	42
3. 計画の策定経過 .....	43



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景

子どもは、まちの次の時代を担うかけがえのない存在であり、子どもが安心して育つことができる環境、また、安心して子どもを生き育てることのできる環境を整備していくためには、社会全体で子育てを支えていくことが重要です。

しかし、依然として少子化が進行する中、女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加、児童虐待等子どもの権利を脅かす事件の増加など、子ども・子育てをめぐる課題は複雑・多様化しています。

国では、これまで平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。

その後、平成 24 年には、子育てしやすい環境を地域や社会全体で支援し構築することを目的とした「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。この 3 法に基づいて、平成 27 年度から施行される新たな子育て支援の仕組み、「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、(2) 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、(3) 地域の子ども・子育て支援の充実に取り組むこととなっています。

皆野町では、平成 21 年度に「皆野町次世代育成支援行動計画（後期計画 2010～2014）」を策定し、「子どもの豊かな心を育み、楽しく子育てができるまち」をめざして、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくりに取り組んできました。

しかし、子ども・子育てを取り巻く環境が変化してきていることや、上記の社会情勢を踏まえ、国の新制度に対応し、子どもの健やかな育ちと、子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、「皆野町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 計画の法的根拠

本計画は、子ども子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

### (2) 関連計画との整合

本計画は、次世代育成支援法に基づく「皆野町次世代育成支援行動計画」及び「市町村における母子保健計画策定指針」に基づく「母子保健計画」を兼ねるとともに、町の最上位計画である「皆野町総合振興計画」をはじめ、各種法律に基づく関連計画との整合、連携を図ります。

## 3. 計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や子育て家庭のニーズに柔軟に対応するため、適宜計画の見直しを行うものとします。

平成 22	23	24	25	26	27	28	29	30	31 年度
皆野町次世代育成支援行動計画(後期計画)									
					皆野町子ども・子育て支援事業計画				



## 第2章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題

### 1. 皆野町の概況

#### (1) 地理的状況

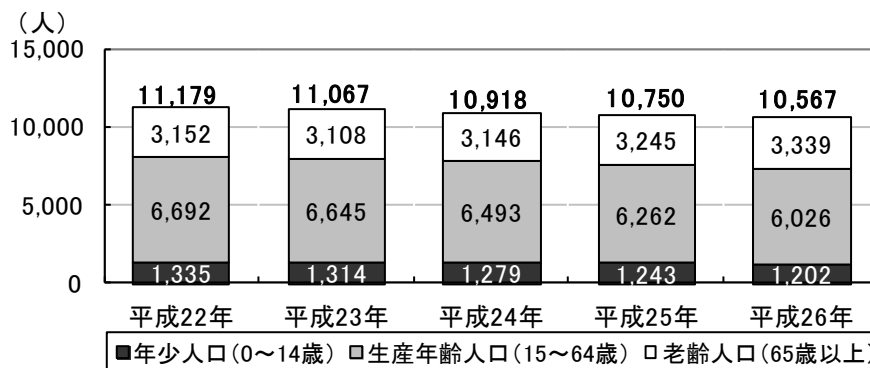
皆野町は、埼玉県の西北、秩父郡の東北に位置し、東は東秩父村に、北は長瀬町と本庄市に、南・西は秩父市にそれぞれ接しています。

美の山をはじめ、500～1,000m余りの山々に囲まれているほか、町の大部分は、山林・原野で占められています。そのため、豊かな自然を有している本町では、隣接している市町村とともに、首都圏からの手軽な観光地として位置しています。

#### (2) 人口

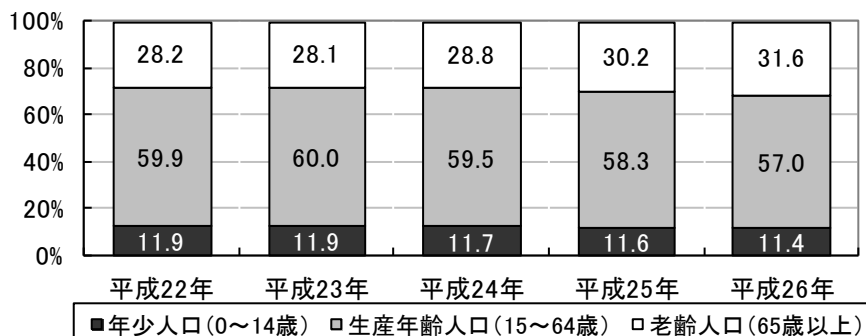
本町の総人口についてみると、平成22年からの5年間は減少傾向となっており、平成26年時点で10,567人となっています。人口3区分の割合は、年少人口（0～14歳）は微減となっている一方で、高齢人口（65歳以上）は増加傾向となっており、平成25年以降3割を超えています。

【総人口及び年齢3区分別人口の推移】



資料: 住民基本台帳 (各年4月30日現在)

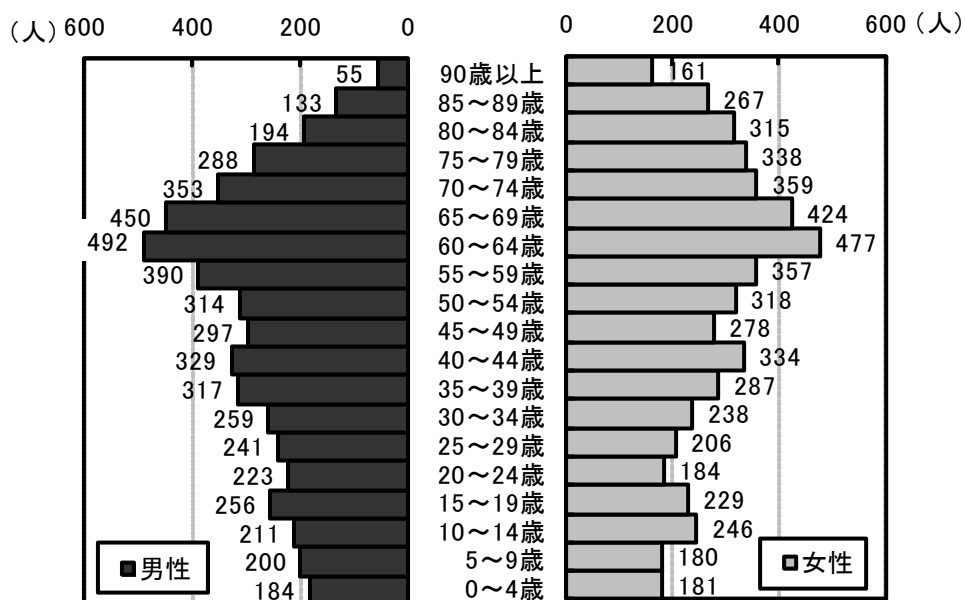
【年齢3区分別人口の割合】



資料: 住民基本台帳 (各年4月30日現在)

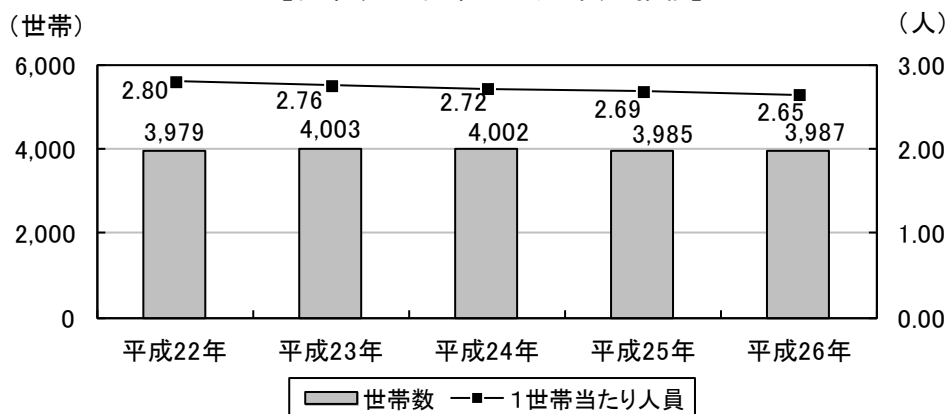
平成26年の人口ピラミッドについてみると、男女ともに60～64歳が特に多くなっています。世帯数は、年によって増減はみられるものの、概ね横ばいとなっている一方で、1世帯あたり人員は減少傾向となっています。

【人口ピラミッド】



資料:住民基本台帳(平成26年4月30日現在)

【世帯数と1世帯あたり人員の推移】

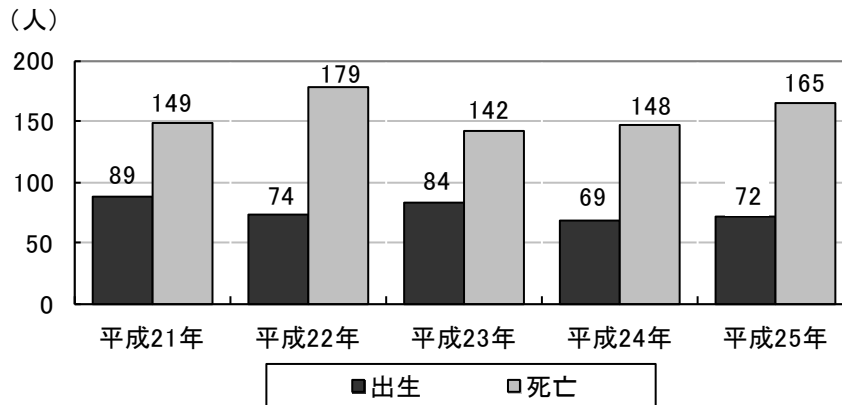


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

出生と死亡についてみると、出生に対して死亡が上回って推移しており、平成 25 年時点で出生は 72 人となっています。転入と転出は、転入に対して転出が上回って推移しています。

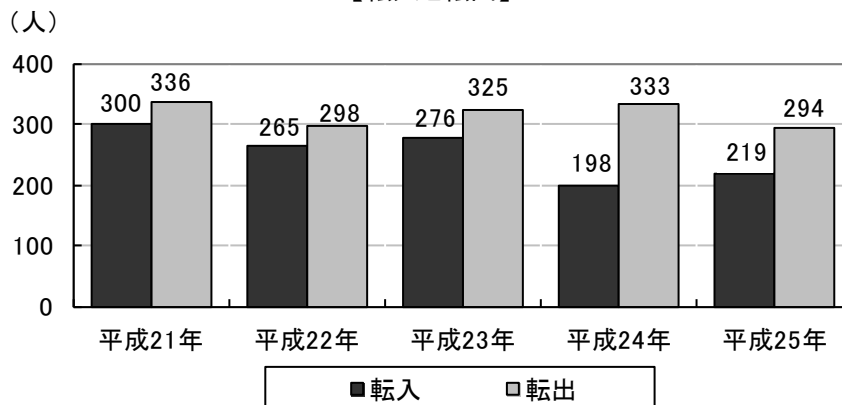
合計特殊出生率についてみると、平成 21 年から平成 23 年までは 1.50 台に達し、国・県を上回っていたものの、平成 24 年では 1.29 に落ち込んでいます。

【出生と死亡】



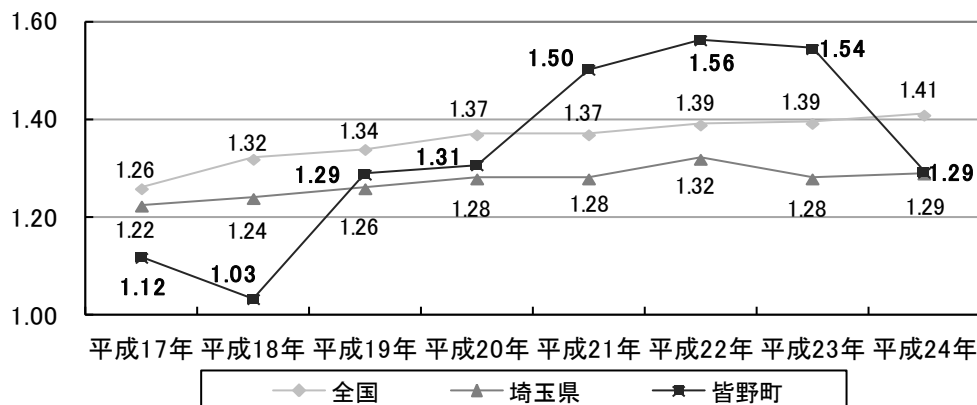
資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)

【転入と転出】



資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)

【合計特殊出生率】

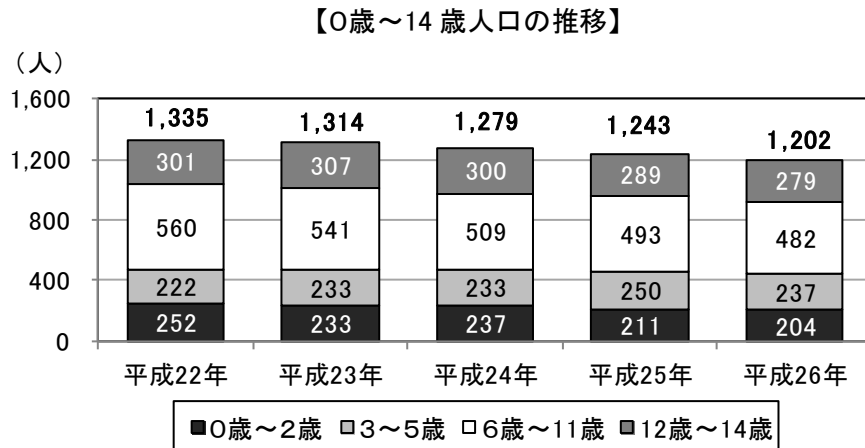


資料:埼玉県統計

## 2. 教育・保育に関する状況

### (1) 0歳～14歳人口

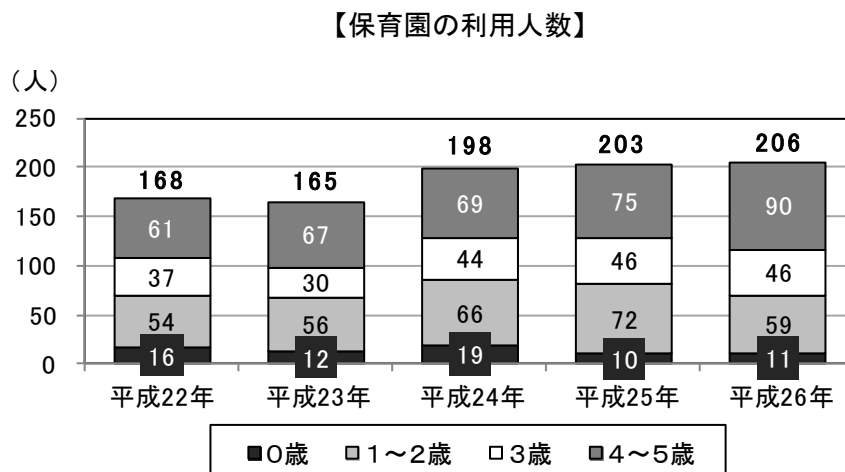
0歳～14歳人口についてみると、平成22年からの5年間は減少傾向にあり、平成26年時点で1,202人となっています。内訳としては、0歳～2歳は平成22年から減少が続いています。



資料：住民基本台帳（各年4月30日現在）

### (2) 就学前児童の状況

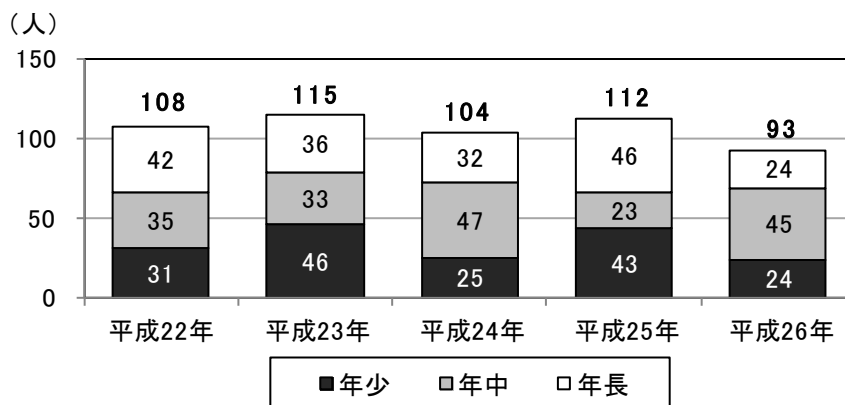
保育園の利用人数についてみると、平成24年以降増加傾向となっています。内訳についてみると、特に4～5歳の増加がみられます。



資料：健康福祉課（各年5月1日現在）

幼稚園の利用人数についてみると、平成 22 年から5年間は概ね横ばいの傾向となっていました。平成 26 年では 93 人に減少しています。

【幼稚園の利用人数】



資料: 学校基本調査(各年5月1日現在)

【各園の状況】

区分	園	人数
幼稚園	皆野幼稚園	93 人
保育園	明星保育園	120 人
	国神保育園	63 人
	他市町村	23 人

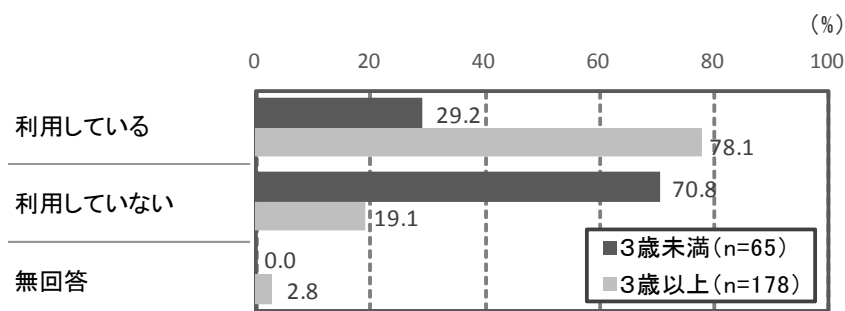
資料: 学校基本調査(平成 26 年5月1日現在)



定期的な教育・保育事業の利用についてみると、3歳未満では「利用していない」が7割を超えているのに対し、3歳以上では「利用している」が約8割となっています。

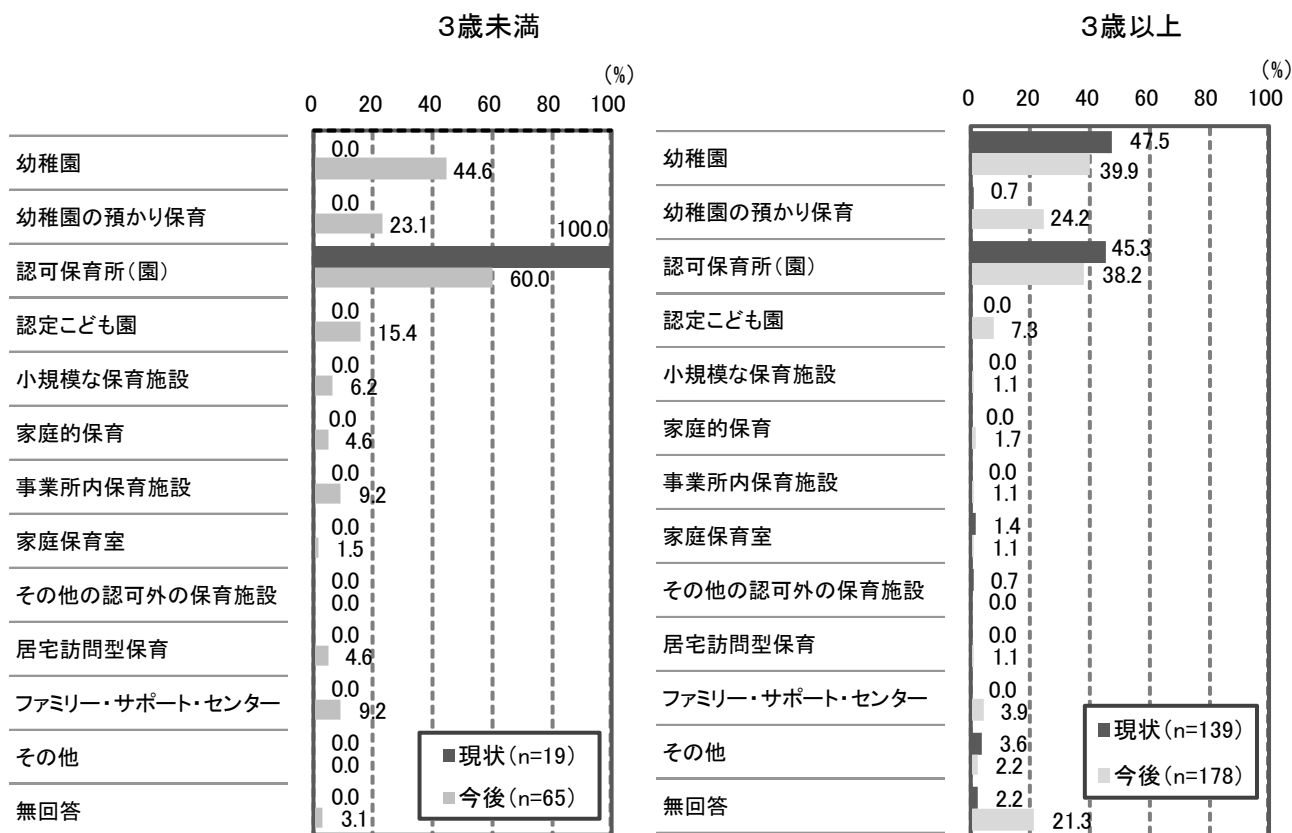
定期的にご利用している事業は、3歳未満の現状の利用状況としては、「認可保育所（園）」が100.0%となっています。今後の利用意向としては、「認可保育所（園）」が6割、「幼稚園」が4割を超えています。3歳以上の現状の利用状況としては、「幼稚園」と「認可保育所（園）」がともに4割半ば程度、今後の利用意向でもそれぞれ約4割となっています。

【定期的な教育・保育事業の利用】



資料：皆野町子育てに関するアンケート調査（平成25年11月実施）

【定期的にご利用している事業】

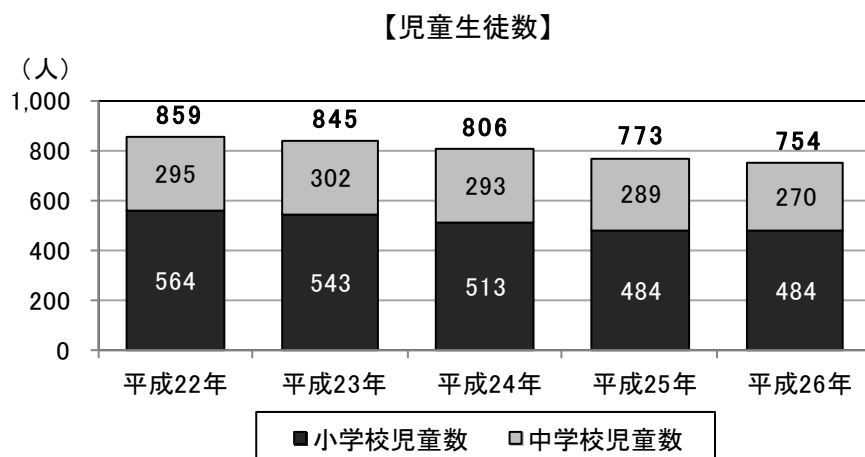


資料：皆野町子育てに関するアンケート調査（平成25年11月実施）

### (3) 就学児童の状況

児童生徒数についてみると、平成22年から平成26年にかけて減少傾向となっており、平成26年5月時点で754人となっています。

学童保育の利用人数についてみると、平成24年以降増加傾向となっており、平成26年5月時点で114人となっています。



資料: 学校基本調査 (各年5月1日現在)

### 【学童保育の利用人数内訳】

小学	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	総数
平成22年	30人	34人	20人	11人	5人	3人	103人
平成23年	21人	28人	18人	11人	0人	4人	82人
平成24年	28人	21人	24人	17人	11人	0人	101人
平成25年	32人	27人	16人	18人	11人	6人	110人
平成26年	23人	31人	25人	12人	15人	8人	114人

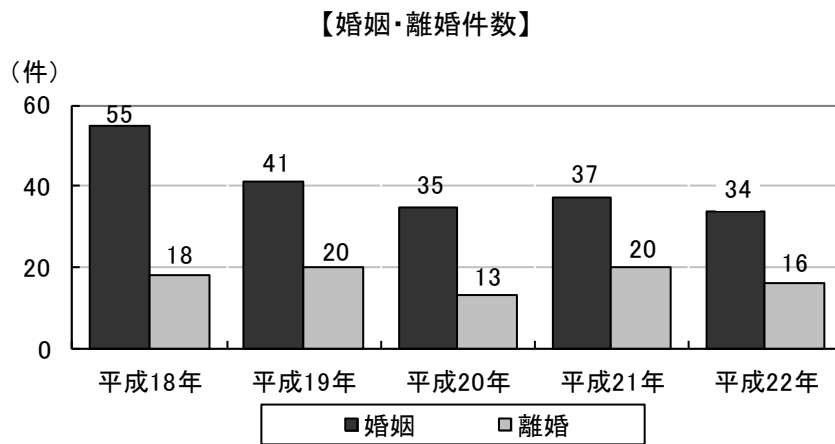
資料: 健康福祉課 (各年5月1日現在)

### 3. 家庭・地域の状況

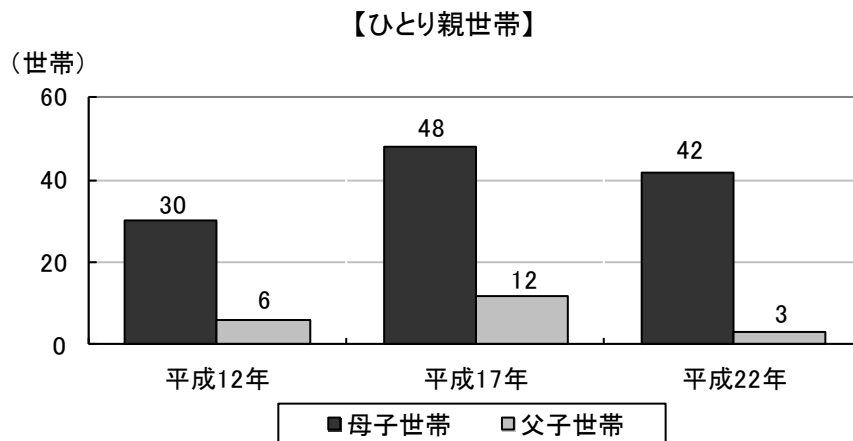
#### (1) 家族の状況

婚姻件数についてみると、平成18年の55件をピークに、平成22年にかけて概ね減少傾向となっている一方、離婚件数は横ばいとなっており、平成22年時点で婚姻が34件、離婚が16件となっています。

ひとり親世帯は、年によって増減がみられ、平成22年時点で母子世帯が42世帯、父子世帯が3世帯となっています。



資料：国勢調査

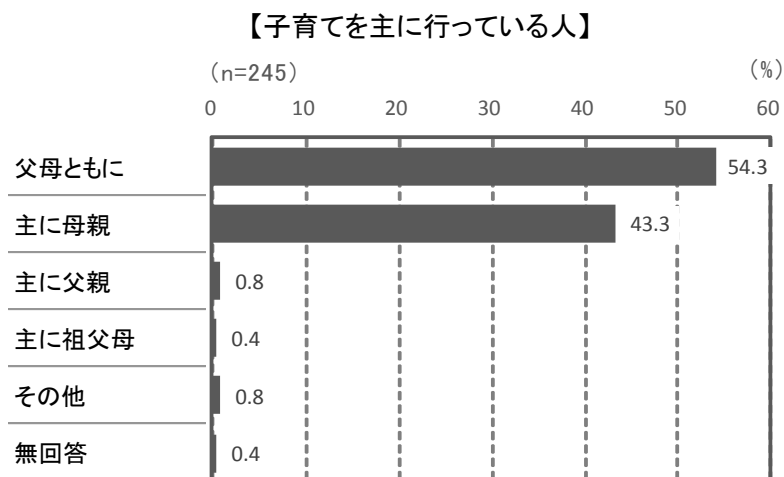


資料：国勢調査



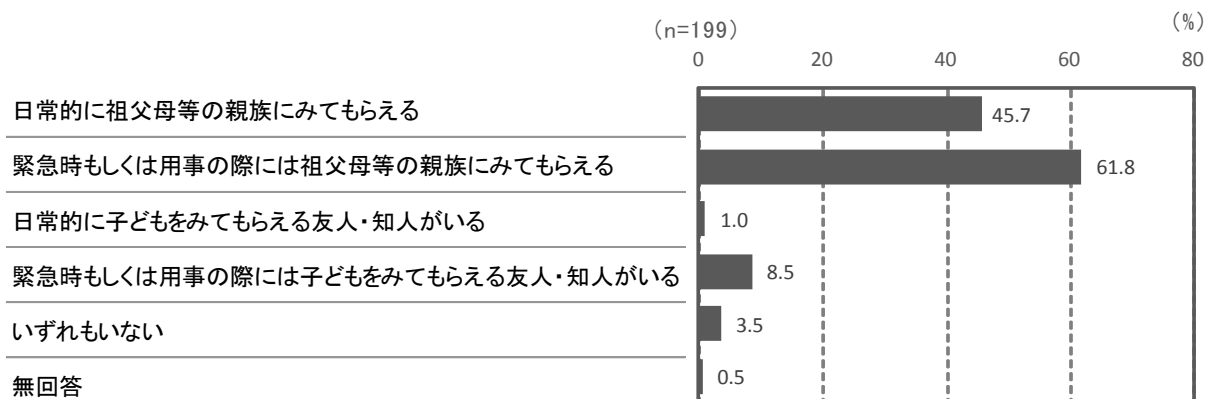
子育てを主に行っている人についてみると、「父母ともに」が半数を超えていますが、「主に母親」も4割を超えています。

日頃、子どもを見てもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が6割を超え最も高く、次いで、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が4割半ばとなっています。



資料: 皆野町子育てに関するアンケート調査(平成 25 年 11 月実施)

**【日頃、子どもを見てもらえる親族・知人の有無】**

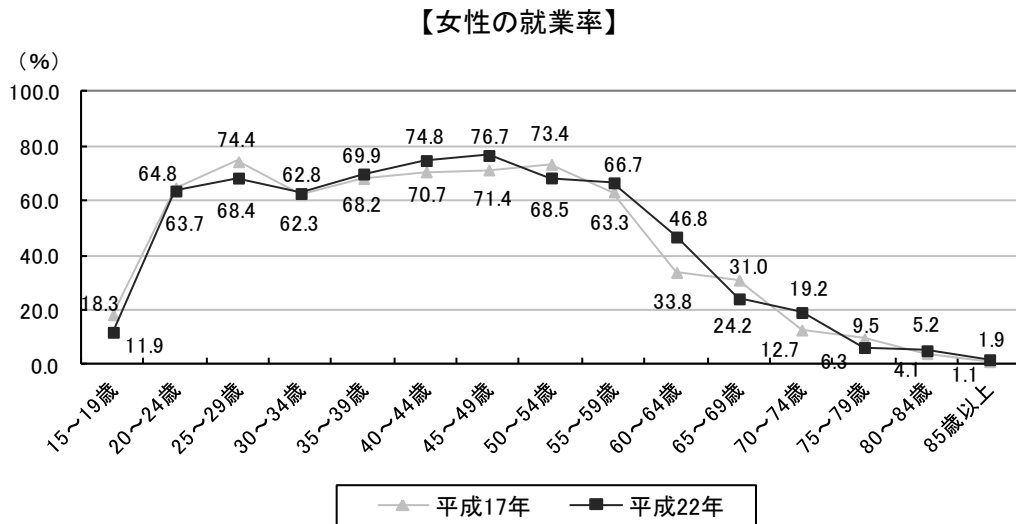


資料: 皆野町子育てに関するアンケート調査(平成 25 年 11 月実施)

## (2) 就労の状況

女性の就業率についてみると、出産・子育てを迎える人が多くなる30歳代前半を中心に、一時的に就業率が低くなる「M字曲線」を描いています。平成17年と平成22年で比較してみると、25～29歳では就業率が約6ポイント減少しています。

女性の就業者数は、全体的には、平成12年から平成17年までは減少傾向となっています。5歳階級別にみると、20歳代を中心に就業者数が減少しています。



資料:国勢調査

**【女性の就業者数の推移】**

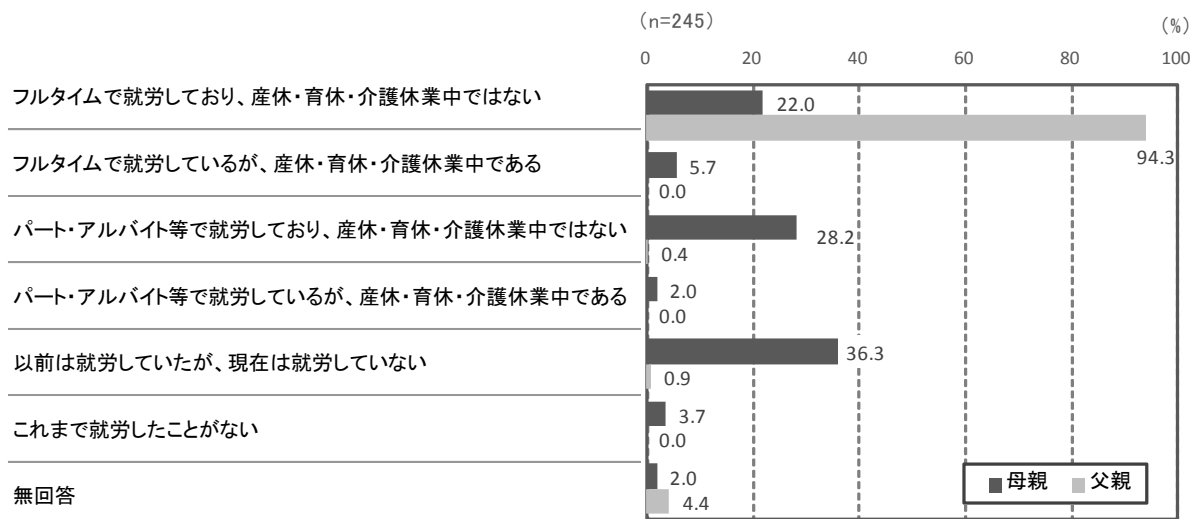
	平成12年	平成17年	平成22年
15～19歳	42人	52人	26人
20～24歳	214人	186人	128人
25～29歳	259人	183人	169人
30～34歳	183人	220人	155人
35～39歳	190人	204人	230人
40～44歳	246人	217人	220人
45～49歳	363人	257人	227人
50～54歳	326人	343人	241人
55～59歳	205人	290人	308人
60～64歳	145人	132人	214人
65歳以上	196人	216人	207人
合計	2,369人	2,300人	2,125人

資料:国勢調査

就業状況についてみると、「フルタイム」が父親では9割以上であるのに対し、母親では2割程度となっています。また、母親では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が3割半ばと多くなっています。

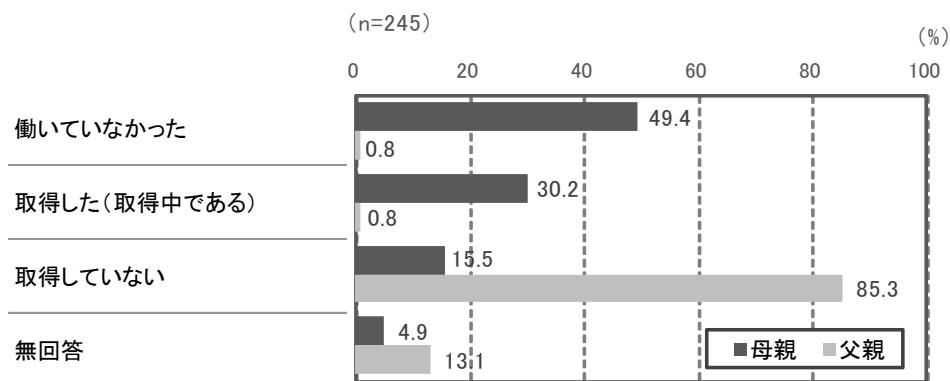
育児休業を「取得した（取得中である）」は、母親では3割を超えている一方で、父親では1%未満となっており、「取得していない」が8割半ばとなっています。

### 【就労状況】



資料：皆野町子育てに関するアンケート調査（平成 25 年 11 月実施）

### 【育児休業の取得状況】

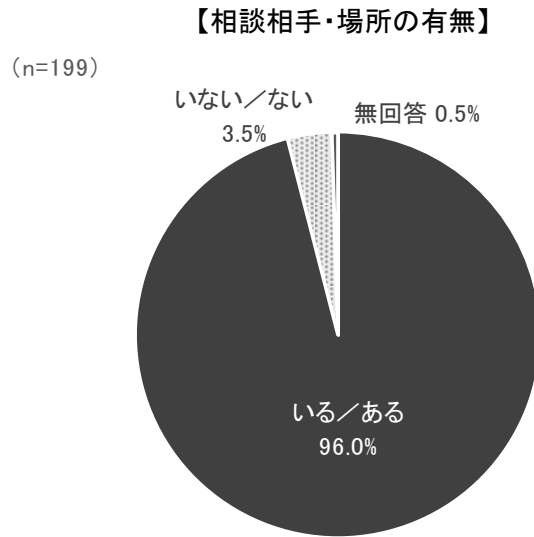


資料：皆野町子育てに関するアンケート調査（平成 25 年 11 月実施）

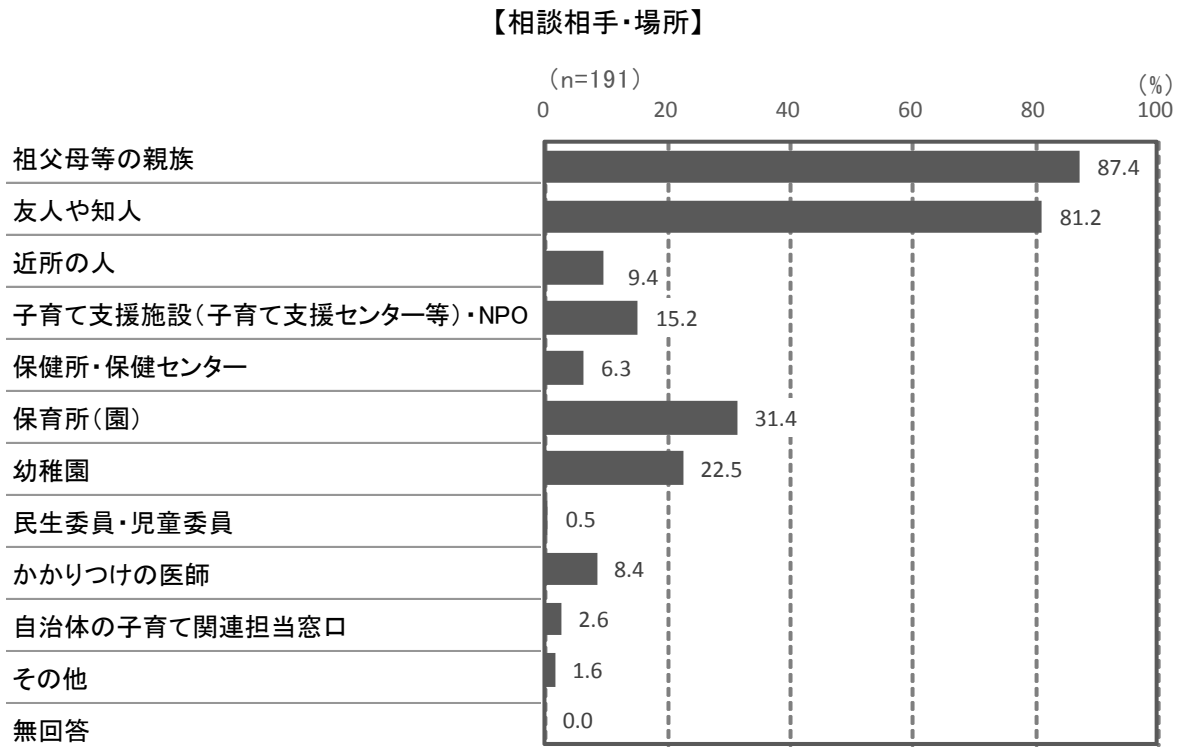
### (3) 子育ての状況

子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無についてみると、「いる／ある」は9割を超え多くなっていますが、「いない／ない」もわずかにみられます。

相談相手・場所としては、「祖父母等の親族」が最も高く、次いで「友人や知人」となっており、それぞれ8割を超えています。



資料：皆野町子育てに関するアンケート調査(平成 25 年 11 月実施)

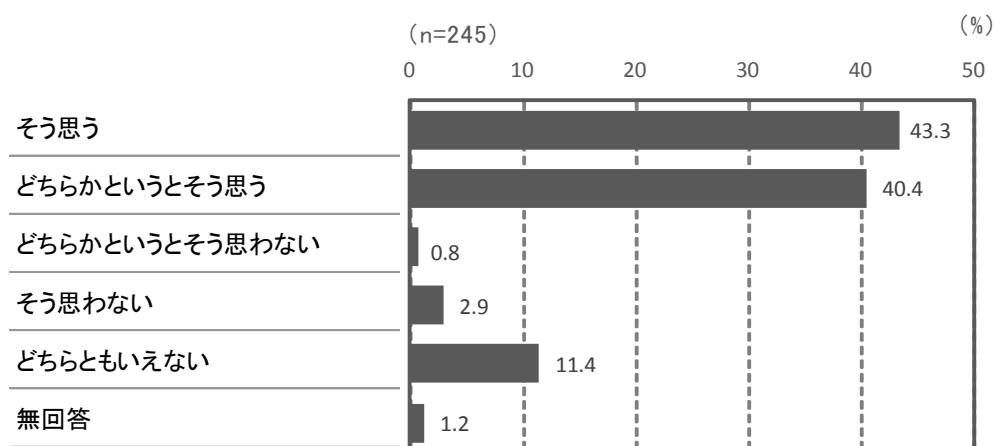


資料：皆野町子育てに関するアンケート調査(平成 25 年 11 月実施)

皆野町は、「子育てをしやすいところ」だと思うかについてみると、「そう思う」と「どちらかというと思う」を合わせた『そう思う』は8割を超えていますが、「どちらともいえない」が1割程度みられます。

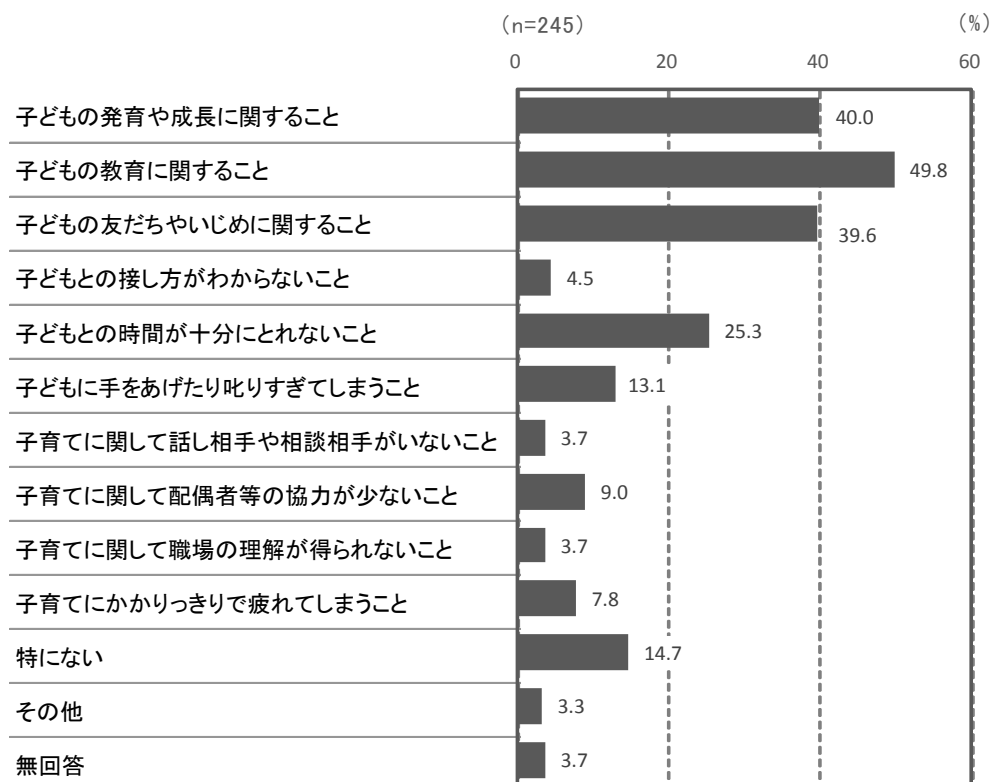
子育てをする上で心配なことや気になることについてみると、「子どもの教育に関すること」が約5割、「子どもの発育や成長に関すること」と「子どもの友だちやいじめに関すること」が約4割となっています。

### 【皆野町は子育てをしやすいところだと思うか】



資料: 皆野町子育てに関するアンケート調査(平成 25 年 11 月実施)

### 【子育てをする上で心配なことや気になること】



資料: 皆野町子育てに関するアンケート調査(平成 25 年 11 月実施)

## 第3章 計画の基本理念と基本的な視点

### 1. 子ども・子育ての基本理念

皆野町は、これまでに、「子どもの豊かな心を育み、楽しく子育てができるまち」をスローガンに、子どもの豊かな心を育むことができるよう、地域活動やコミュニティ活動などを基盤に、豊かな地域づくりを推進してきました。

また、新たにできた子ども・子育て支援法では「すべての子どもの健やかな成長」を実現させるための社会をつくることを目的として、行政及び地域全体が一体となって子育て支援施策に取り組んでいくことが定められています。

このことから、皆野町に住む子どもたちが、「健やかに」、「豊かな心を育み」ながら育ち、保護者も子育てを楽しく感じることができるよう、町全体が、子ども及び子育て中の親を見守り、手を差し伸べることができる環境をつくることを目的に、本計画の基本理念を掲げます。

子どもが健やかで豊かな心を育み、楽しく子育てできるまち



## 2. 基本目標

### (1) 子どもへの支援 ～子どもの育ちを支援する～

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、乳幼児健康診査等の実施により、乳幼児期から発育・発達の状況の確認に努めるほか、保健対策事業や小児医療体制の充実を図ります。また、特に支援が必要な子育て家庭への支援・見守りを充実させ、児童虐待等の深刻な課題を抱える家庭への支援ネットワークづくりを進めるとともに、子どもや保護者の交流を促進します。

### (2) 家庭への支援 ～子育て家庭への教育・保育環境を整える～

子ども・子育て支援新制度に基づき、子育て家庭のニーズに応じて幼児期の教育・保育を一体的に提供できる環境の整備、地域の実情に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。また、各家庭の適切な生活習慣の確立や、男女共同による子育てを支援することで、保護者も親として成長していく「親の育ち」の過程を支援します。

### (3) 地域力の向上 ～子どもや家庭を地域で支える～

子どもの育ちを社会全体で支援するため、地域活動や交流を通して、住民一人ひとりの地域で子どもを育む意識を高めるとともに、地域における子育て支援ネットワークづくりを進めます。また、すべての子育て家庭が安心して暮らせるよう、生活環境の整備や、子どもを犯罪等から守り、子育てにやさしいまちづくりを進めます。

### 3. 施策の体系

子ども・子育ての基本理念の実現に向け、基本目標ごとに施策を体系化し、総合的な推進を図ります。

子ども・子育ての基本理念

子どもが健やかで豊かな心を育み、楽しく子育てできるまち

基本目標

基本施策の展開

1. 子どもへの支援

- (1) 子どもの権利の尊重
- (2) 遊びと体験
- (3) 健康
- (4) 保育環境
- (5) 学齢期の環境整備

2. 家庭への支援

- (1) 多様な教育・保育サービス
- (2) 子育て家庭への支援
- (3) 男女共同による子育て
- (4) 母子保健

3. 地域力の向上

- (1) ワーク・ライフ・バランスを支援する就労環境
- (2) 地域教育力の育成
- (3) 育児を支えるまちづくり





## 4. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本町においては、効率的な資源の活用を可能とし、町内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を1区域（全町）とします。

### 【区域設定の際のポイント】

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案する。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。
- 区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。
- 区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 一方、区域は、需要調整の判断基準となること等から、就学前児童の区分（＝認定区分）ごと、地域子ども・子育て支援事業ごとに、教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、区分又は事業ごとに設定することができる。

## 第4章 基本施策の展開

### 1. 子どもへの支援

#### (1) 子どもの権利の尊重

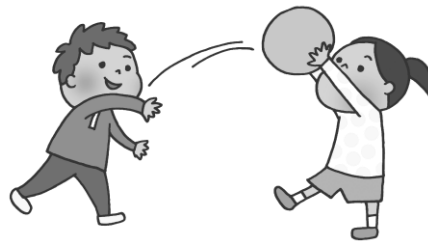
子どもの権利が守られ、子どもへの虐待を防止するため、地域社会で連携し情報の共有や対応体制の強化に努めます。

事業名	取り組みと方向性	担当課
①子どもの権利条約の普及	子育て支援に関わる方々を対象に研修・講演会等を実施し、子どもの権利条約について啓発を行います。 今後は子育て支援に関わる方々と連携し研修会を行っていくことで、さらなる普及に努めます。	健康福祉課
②虐待防止ネットワークによる見守り	子どもへの虐待を未然に防止するため、子育て支援、見守りの強化を重点に事業を行います。また、年に1回要保護児童対策地域協議会を開催し、必要な情報交換を行うとともに、要保護児童に対する支援等について、協議や調整を行います。 今後、子育て支援に関わる方々と連携し研修会を行っていくとともに、民生委員・児童委員や学校、児童相談所、警察等の関係機関と連携を密にし、児童虐待への適切な対応に努めます。	健康福祉課

## (2) 遊びと体験

さまざまな体験活動や遊びを通して、子どもたちが心身ともに健やかに成長することができるよう、環境づくりに努めます。

事業名	取り組みと方向性	担当課
①体験・交流活動の促進	<p>小・中学生にさまざまな体験活動を経験してもらう「埼玉の子ども70万人体験活動」の各校の取り組みを支援します。また、農業体験を行う「学校ファーム」のほか、幼保小中の児童生徒、教員レベルの交流を図ります。</p> <p>体験・交流活動については円滑に推進されていますが、活動の質的な維持向上を図るために、今後も各学校の取り組みを支援していきます。</p>	教育委員会
②遊び場の整備	<p>子どもたちが安全に安心して遊べる環境をつくるため、子ども公園を整備します。</p> <p>幼児用の遊具、大型の遊具を設置し、幅広い年齢層の子どもたちの身体能力の向上が図れるよう、より楽しく遊べる公園の実現に向け、整備を進めます。</p> <p>子どもたちが豊かな自然の中で工夫して遊べるよう、自然体験等の取り組みの推進を検討します。</p>	健康福祉課
③放課後の子どもの居場所づくりの充実	<p>国では、「放課後子ども総合プラン」に基づき、すべての児童が安心して過ごし、さまざまな活動を行うことができる場の整備が求められています。</p> <p>本町では、関係機関等と情報を共有し、新たな活動の場の必要性も含めた提供の在り方について、検討を図ります。</p>	健康福祉課



### (3) 健康

保健・医療等の充実を図り、子どもの健全な成長を支援します。

事業名	取り組みと方向性	担当課
①乳幼児健康診査等の充実	<p>乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を通して、乳幼児期の発育・発達状況の確認に努めています。未受診者には後日電話等で受診を勧奨したり、訪問等で状況や所在の確認を行っています。また、児童虐待予防対策として、4か月健診時に母親を対象に子育てアンケートを実施しています。さらに、月齢ごとの発達状況を確認するために、医師、歯科医師、保健師だけでなく、専門職種（理学療法士・管理栄養士・言語聴覚士・臨床心理士）等がスタッフとして参加しているほか、子どもの就学に向け、発達障害等の相談に対応するため、5歳児相談を行っています。</p> <p>子どもの健やかな成長・発達のため、今後も個別に対応するなど、きめ細やかな健診を継続していきます。</p>	健康福祉課
②食育の推進	<p>妊娠期から乳幼児期にかけて、両親学級、乳幼児健診、育児相談等で保護者を対象に指導を行っています。就学後は、夏休みに3歳児から小学生を対象に親子料理教室を開催しています。</p> <p>学校保健と連携し、子どもの生活習慣病予防に向け、取り組みを継続していきます。</p>	健康福祉課
③思春期保健対策の推進	<p>皆野中学校にて、年1回性教育（性と生の教育）を行っています。</p> <p>今後も学校と連携を図り、小学校から中学校へ計画的な健康教育の充実に努めます。</p>	健康福祉課
④医療の充実	<p>産科可能な医療機関1か所、救急医療体制（2次救急対応医療機関 3病院）1市4町により、ちちぶ医療協議会として秩父地域の地域医療対策に取り組んでいます。</p> <p>今後も1市4町ちちぶ医療協議会として、秩父地域の地域医療対策の充実を図ります。</p> <p>健康・医療のさまざまな相談に対し、24時間体制で医師や看護師など専門家が応える「みな健康ダイヤル24」の利用を促進します（町民対象の無料医療相談となります）。</p>	健康福祉課
⑤スポーツ・レクリエーション活動の振興	<p>月2回、ハッピー体操（遊びの教室）を実施しています。</p> <p>今後も児童のスポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。</p>	健康福祉課

#### (4) 保育環境

適切な施設整備により、子どもたちの教育・保育環境の充実を図ります。

事業名	取り組みと方向性	担当課
①保育園や幼稚園などの整備	<p>老朽化により、保育園舎外壁にクラックや剥離がみられることから、外壁修繕を行い躯体の劣化を防ぐなど、安心して子どもが過ごせる施設の整備に取り組んでいます。</p> <p>耐震診断が済んでいない園舎があるため、今後さらに安全・安心の保育環境づくりを推進します。</p>	健康福祉課
	<p>施設整備については、フェンスの修繕等の安全対策の徹底や、園内施設や遊具の点検整備等を計画的に進めています。</p> <p>また、安全に保育できるよう、幼稚園、保育室用の空調設備・設置を行っています。</p> <p>施設の老朽化等に係る施設の整備や更新を計画的に実施し、安全・安心な園の環境整備を継続していきます。</p>	教育委員会

## (5) 学齡期の環境整備

さまざまな教育や活動を通して、子どもの心身ともに健やかな成長を促進します。

事業名	取り組みと方向性	担当課
①学童保育所の充実	<p>放課後の児童の生活の場として、学童保育所の充実に努めています。利用申し込み方法を工夫するなど、より保育が必要な児童が利用できるようにしています。また、障害児の受け入れも行います。</p> <p>平成 22 年度に、国神学童保育所を開設しており、今後もニーズをとらえ、施設の充実に努めます。</p>	健康福祉課
②特色ある教育の推進	<p>各校、園において地域人材を活用した保育、授業を計画的に実施しています。小学校の外国語活動、中学校の英語科において、ALT によるネイティブの英語にふれる環境をつくっています。</p> <p>各校の地域人材の活用事業による取り組みの支援を継続するとともに、地域人材の高齢化による講師の減少に対し、人材発掘への支援を行います。</p>	教育委員会
③小・中高校生と乳幼児の交流促進	<p>小中学校において、教育課程の中に体験活動やボランティア活動を取り入れ、幼稚園や保育園での交流を行っています。</p> <p>今後も継続的に交流が図れるよう、各校の取り組みを支援します。</p>	教育委員会
④いじめ・不登校への取り組みの強化	<p>いじめ防止対策基本方針を設定し、児童生徒が安心して学校生活を送れる環境づくりを推進しています。「さわやか相談室」についても、生徒との相談活動の場として定着しており、各小学校への相談活動を推進しています。</p> <p>適応訓練を行う「学校適応教室」の設置については、各校の生徒指導、教育相談体制にゆだねているため、不登校ゼロに向けて、今後より一層の支援を充実させます。</p>	教育委員会
⑤特別支援教育の充実	<p>全小中学校に特別支援学級を設置するとともに、研修を行い教職員の指導、支援の技術の向上を図っています。また、「支援籍」学習等の交流学习に取り組んでいます。</p> <p>今後、健康福祉課や、就学前障害児施設等との連携をより一層強化し、早期からの支援体制を充実させていきます。また、キャリア教育の観点からも、進路指導の充実に努めます。</p>	教育委員会

## 2. 家庭への支援

### (1) 多様な教育・保育サービス

#### 事業概要

子ども・子育て支援新制度による事業は、大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれます。これらの事業の需要量の見込みや、その確保の方策について定めます。

#### ■子ども・子育て支援制度の全体像

1. 子ども・子育て支援給付	2. 地域子ども・子育て支援事業
<p><b>施設型給付</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 認定こども園</li> <li>● 幼稚園</li> <li>● 保育所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①時間外保育事業</li> <li>②放課後児童健全育成事業</li> <li>③子育て短期支援事業</li> <li>④地域子育て支援拠点事業</li> <li>⑤一時預かり事業</li> <li>⑥病児・病後児保育事業</li> <li>⑦ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>⑧利用者支援に関する事業【新設】</li> <li>⑨実費徴収に係る補足給付を行う事業【新設】</li> <li>⑩多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新設】</li> <li>⑪乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>⑫養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業</li> <li>⑬妊婦健診</li> </ul>
<p><b>地域型保育給付</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 小規模保育 (定員は6人以上19人以下)</li> <li>● 家庭的保育 (保育者の居宅等において保育を行う。定員は5人以下)</li> <li>● 居宅訪問型保育 (子どもの居宅等において保育を行う)</li> <li>● 事業所内保育 (事業所内の施設等において保育を行う)</li> </ul>	

また、子ども子育て支援給付については、子どもの年齢や保育の必要性の状況を鑑みて、次の3区分にそれぞれ認定し、学校教育・保育を提供することとなります。

#### ■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3-5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3-5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0-2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育

## 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保

平成27年度時点の定員数では、372名（保育園2か所、幼稚園1か所）の提供体制があり、量の見込みを満たすことが可能です。

しかし、今後も、保育園、幼稚園、認定こども園の預かり保育等について、引き続き具体的な検討を進めていくほか、需要の高まりがみられた場合に弾力的な運用を図るなど、適切な提供体制の確保に努めます。

### ■教育・保育：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	平成27年度				平成28年度				平成29年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	教育のみ		(保育の必要性あり)		教育のみ		(保育の必要性あり)		教育のみ		(保育の必要性あり)		
	3-5歳		0歳	1・2歳	3-5歳		0歳	1・2歳	3-5歳		0歳	1・2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	97	122	18	70	87	113	17	70	88	112	16	70	
②確保の内容 認定こども園 幼稚園 保育所	町内	192	96	16	68	192	96	16	68	192	96	16	68
	秩父市	1	9	3	3	1	9	3	3	1	9	3	3
	長瀨町	3	11	0	3	3	11	0	3	3	11	0	3
地域型保育事業			0	0			0	0			0	0	
③他市町村からの受入数	0	18	3	18	0	18	3	18	0	18	3	18	
②-①-③	99	▲24	▲2	▲14	109	▲15	▲1	▲14	108	▲14	0	▲14	

(単位：人)	平成30年度				平成31年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	教育のみ		(保育の必要性あり)		教育のみ		(保育の必要性あり)		
	3-5歳		0歳	1・2歳	3-5歳		0歳	1・2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	85	110	16	69	84	109	16	68	
②確保の内容 認定こども園 幼稚園 保育所	町内	192	96	16	68	192	106	16	80
	秩父市	1	9	3	3	1	9	3	3
	長瀨町	3	11	0	3	3	11	0	3
地域型保育事業			0	0			0	0	
③他市町村からの受入数	0	18	3	18	0	17	3	18	
②-①-③	111	▲12	0	▲13	112	0	0	0	



## 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制

### ① 時間外保育事業

保育事業を利用している乳幼児の保護者が、就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育所での保育時間を延長して預かりを行う事業です。

時間外保育事業については、現在町的全認可保育園で 18 時以降の延長保育を実施しており、平成 25 年度の利用実績は 105 人であることから、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できています。引き続き、利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	100 人	94 人	93 人	91 人	89 人
②確保の内容	100 人	94 人	93 人	91 人	89 人
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

### ② 放課後児童健全育成事業

昼間、保護者がともに働いていたり病気や家族の看護などにより、家庭で保育できない小学生を保護者に代わって保育をする事業です。

放課後児童健全育成事業を実施しているのは 2 か所となっており、平成 27 年度に 1 施設増設する計画です。なお、需要の高まりがみられた場合、弾力的な運用を図るなど適切な提供体制の確保に努めます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	低学年	86 人	90 人	90 人	88 人	88 人
	高学年	44 人	45 人	45 人	45 人	45 人
	小計	130 人	135 人	135 人	133 人	133 人
②確保の内容		100 人	135 人	135 人	135 人	135 人
②-①		▲30 人	0 人	0 人	2 人	2 人

### ③ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を対象に、児童養護施設など保護が適切に行うことができる施設において、必要な保護を行う事業です。

現在、子育て短期支援事業の実施施設はありませんが、広域的な提供体制を検討していきます。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	3人日	3人日	3人日	3人日	2人日
②確保の内容	3人日	3人日	3人日	3人日	2人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

### ④ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

地域子育て支援拠点事業については、明星子育て支援センター「きらきらクラブ」で事業を実施しています。毎週月曜と金曜の午前中は国神保育園の園庭を開放するなど、施設等を有効活用し事業を実施していることから、今後の見込み量に対する提供体制は確保できています。引き続き、利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	522人回	519人回	507人回	496人回	484人回
②確保の内容	522人回	519人回	507人回	496人回	484人回
②-①	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

## ⑤ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業については、利用者ニーズに応えながら適切な提供体制の確保に努めます。

### ■幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	152人日	144人日	145人日	140人日	132人日
②確保の内容	152人日	144人日	145人日	140人日	132人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

### ■その他

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保の内容	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

## ⑥ 病児・病後児保育事業

病児や病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、保護者が就労・病気等のやむを得ない理由のため、一時的に保育を必要とする場合に保育を行う事業です。

病児・病後児保育事業は、広域的な提供体制を検討していきます。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	69人日	65人日	65人日	63人日	62人日
②確保の内容	69人日	65人日	65人日	63人日	62人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

## ⑦ ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

今後、地域全体で子育て家庭を支援していくため、センターの PR と利用しやすい事業となるよう取り組みます。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	1人日	2人日	3人日	4人日	5人日
②確保の内容	5人日	5人日	5人日	5人日	5人日
②-①	4人日	3人日	2人日	1人日	0人日

## ⑧ 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡・調整等を実施する事業です。

利用者支援事業については、子ども・子育て支援に関する相談援助、情報提供等を行うことで、個々の状況にあった施設や事業を円滑に利用できるよう、健康福祉課窓口での対応を充実させます。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

#### ⑨ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等を助成する事業です。

今後、必要に応じて実施を検討していきます。

#### ⑩ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するための事業です。

今後、多様な主体による事業展開について促進を図ります。

## (2) 子育て家庭への支援

子育て家庭の実態の把握に努めるなど、家庭教育の充実を図ります。

事業名	取り組みと方向性	担当課
①家庭教育の充実	<p>家庭教育学級事業や、各校、園のPTA 活動や就学时健康診断、入学説明会等あらゆる機会を通じて、家庭教育の充実について啓発を行います。また、アンケートや懇談会等において、基本的な生活習慣の重要性についても、実態把握や改善への啓発を行います。</p> <p>PTA や地域の教育力の向上に向け、幼・小・中の連携を強化し、家庭教育、地域教育のより一層の充実を図ります。</p>	教育委員会
②障害児等保育の充実	<p>障害児保育を実施する園へ補助金を交付します。また、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが巡回し、保育士等に対して発達障害が疑われる子どもの対応について助言や支援を行い、必要に応じて親への育児相談・支援を行い、診療や療育につなげます。</p> <p>今後より一層保育園・幼稚園や関係機関と連携を図り、充実を図ります。</p>	健康福祉課
③経済的援助の充実	<p>幼稚園において、多子家庭への保育料の減免を実施します。小・中学校については、就学援助制度として経済的な理由による児童・生徒の学校の費用の困窮者に学用品・給食費等の一部を援助します。</p> <p>今後は、保育園保育料の第3子以降の無料化や医療費の窓口払い廃止（現物給付化）の実施など、経済的負担軽減の取り組みの充実を図ります。</p>	健康福祉課 教育委員会
④外国人の子ども・家庭への支援	<p>経済的な支援について、個別のケースに応じて支援できるよう、関係機関と支援を行います。</p> <p>今後はより迅速な対応ができるよう、関係機関との連携をより一層強化します。</p>	健康福祉課 教育委員会

### (3) 男女共同による子育て

男女が協力して子育てに取り組むことができるよう、広く町民への啓発を行うとともに、父親の子育てへの参加を促進します。

事業名	取り組みと方向性	担当課
①男女共同参画による子育て意識の醸成	男女共同による子育てを促進するため、広報誌への情報掲載やパンフレットの配布による啓発を行います。 今後も町ホームページや、広報誌を活用した PR を推進します。	健康福祉課
②父親の子育て参加の促進	妊婦アロマカフェをパパママ学級として実施するなど、父親の子育てへの参加を促進します。 父親参加型のイベント等、ニーズを捉え、より一層の充実を図ります。	健康福祉課

### (4) 母子保健

妊娠期などの早期から出産後も母子の健康を守り、子どもの健全な育成に努めます。

事業名	取り組みと方向性	担当課
①妊娠・出産・育児のケアの連続性の確保	妊娠届出時から妊婦アンケートを実施し、地区担当保健師が相談・対応を行います。 地区担当保健師によるケアの継続を図るとともに、産科医療機関との連携を強化します。	健康福祉課
②健康相談・育児教室の充実	毎月1回赤ちゃんルームを実施し、身体計測や予防接種、離乳食、育児相談等を行います。 今後も事業の継続を図るとともに、充実に努めます。	健康福祉課
③訪問指導の充実	支援が必要な家族に対し地区担当保健師が随時訪問し、健康・育児等に関する相談や助言を行います。 今後も事業の継続を図るとともに、充実に努めます。	健康福祉課
④不妊治療への支援	不妊治療を行っている夫婦に治療費の一部を助成します(年に1回、自己負担額の1/2。上限5万円)。 今後も事業の継続に努めます。	健康福祉課

### ⑤ 妊婦健診事業

病気の早期発見と安全な出産のため、母体とお腹の中の赤ちゃんの健康を確認する健診事業です。

妊婦健診については、最大 14 回の公費助成を実施し、今後も妊婦の健康管理の向上に努めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	65 人	65 人	63 人	63 人	61 人
②確保の内容	65 人	65 人	63 人	63 人	61 人
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

### ⑥ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育ての不安や悩みを聞くとともに、子育て支援の情報提供を行うことで、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。

乳児家庭全戸訪問事業については、今後も対象となる乳児のいるすべての家庭を訪問していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	60 人	60 人	58 人	58 人	55 人
②確保の内容	60 人	60 人	58 人	58 人	55 人
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人





## ⑦ 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭（育児ストレスや産後うつ等の問題によって子育てに対して強い不安や孤立感等を抱えている状態）に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

養育支援訪問事業については、必要な家庭に対して実施していきます。また、その他要保護児童等の支援に向け、皆野町要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るなど、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業に取り組みます。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	15人	15人	16人	16人	17人
②確保の内容	15人	15人	16人	16人	17人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

### 3. 地域力の向上

#### (1) ワーク・ライフ・バランスを支援する就労環境

男女がともに能力を発揮して働くことができるよう、仕事と生活のバランスの確保に努めます。

事業名	取り組みと方向性	担当課
①育児休業制度の普及	育児休業制度の普及に向け、広報誌への情報掲載やパンフレットの配布による啓発を行います。 今後も町ホームページや広報誌を活用した PR を推進します。	総務課
②男性の働き方の見直し促進	男性を含めたすべての人が仕事と生活のバランスがとれる働き方を選択することができるよう、広報誌への情報掲載やパンフレット配布による啓発を行います。 今後も町ホームページや広報誌を活用した PR を推進します。	総務課
③子育て環境についての関心の喚起	町民が子育てに関心を持ち、地域住民による見守り体制を充実するため、広報誌へ子育てに関する情報の掲載やパンフレット配布による啓発を行います。 今後も町ホームページや広報誌を活用した PR を推進します。	健康福祉課

#### (2) 地域教育力の育成

地域全体が子どもを見守り子育てを行うことができるよう、地域活動や地域人材の育成を推進します。

事業名	取り組みと方向性	担当課
①地域活動の促進	地域で子どもを育む活動を促進することができるよう、地域活動に関する情報提供を行います。 今後、子育て支援に特化した担当等を決めるなど、より具体的な事業を推進できるよう検討します。	健康福祉課
②地域の人材活用と育成	学校や幼稚園において地域人材を活用した保育、授業を計画的に実施します。 引き続き、学校や幼稚園を中心に取り組みを支援し、地域の支え合いの輪を広げます。	健康福祉課

### (3) 育児を支えるまちづくり

本町において安心して子育てができるよう、住環境をはじめ道路環境の改善や、犯罪の防止等に努めます。

事業名	取り組みと方向性	担当課
①住環境の整備	<p>町営住宅の長寿命化を図るため、改修による維持管理に努めます。</p> <p>今後も町営住宅の維持・充実のため、必要に応じて改修を行い、若年層の定住促進と低所得家庭の支援を図ります。</p>	建設課
②道路環境の整備	<p>子どもたちの安全を守るため、歩車道の分離について整備を進めます。</p> <p>今後も通学路を中心に、子育てにやさしい道路環境の整備を推進します。</p>	建設課
③犯罪の防止・被害者保護の促進	<p>日頃から自主防犯活動団体によるパトロール活動を行い、本町では行政区における自主防犯活動団体の組織率が県内第1位となっています。平成26年3月からは児童による見守り放送を開始し、下校時における防犯体制を強化しています。また、被害者保護の施策として総合相談窓口を設け、必要に応じて各種機関と連携をとります。</p> <p>今後も家庭・学校・地域・警察など、関係機関と連携を図り、よりきめ細かい防犯活動を推進します。</p>	総務課



# 第5章 計画の推進に向けて

## 1. 計画の推進体制

### (1) 庁内推進体制

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ね備えており、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、全庁的に広く連携し、計画を推進していきます。

### (2) 関係機関・団体との連携

計画の実現にあたっては、行政だけではなく町全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが求められています。そのため、町内の子育て支援に関わる、家庭をはじめとした、保育園、幼稚園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

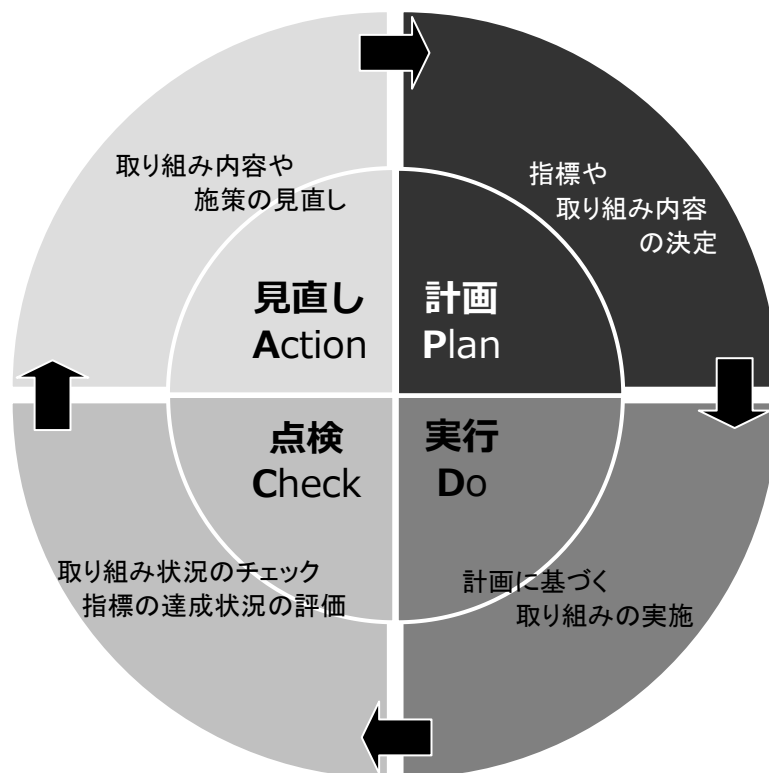
### (3) 広域調整や県との連携

子どもや保護者のニーズに応じて、保育園や幼稚園等の施設、地域子ども・子育て支援事業等を適切に供給するため、サービスの広域利用など、町の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や県と連携・調整を図ります。

## 2. 計画の進捗管理・評価

本計画及び各種施策の推進については、実効性を高めるため、関係各課や関連機関、団体との連携強化を進めるとともに、子ども・子育て支援会議において計画の進捗について確認する機会を設けるなど、総合的かつ計画的に取り組めます。

こうした推進の仕組みとして、計画・実行・点検（評価）・見直しのPDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。



# 資料編

## 1. 皆野町子ども・子育て支援会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条の規定に基づき、皆野町子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 支援会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 支援会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 支援会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 支援会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 支援会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 支援会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

## 2. 皆野町子ども・子育て支援会議委員名簿

(任期 平成25年11月27日～平成27年11月26日) (敬称略)

番号	所属機関・役職名	氏名	備考
1	皆野幼稚園PTA会長	藤松 美保	
2	明星保育園保護者会長	山中 秀則	
3	皆野小学校PTA会長	五野上昌弘	
4	明星保育園長	倉持やす子	
5	国神保育園長	倉持 光恭	
6	明星学童保育所代表指導員	富田 澄江	
7	皆野町子育て支援センター保育士	永田 イク子	
8	花の森こども園代表	葭田 昭子	
9	皆野幼稚園長	大島 敏夫	
10	皆野小学校長	猪野 知	
11	民生委員・児童委員協議会長	太幡日出男	
12	民生委員・児童委員協議会児童福祉部会長	横田 揚雄	
13	皆野町社会福祉協議会事務局長	豊田喜美恵	
14	皆野町教育委員会指導主事	吉田 浩	
15	皆野町保健師	梅津 順子	
	皆野幼稚園PTA会長	小林 香織	H26.3.31 退任
	明星保育園保護者会長	蓼沼 孝夫	H26.3.31 退任
	民生委員・児童委員協議会児童福祉部会長	宮前 浩之	H25.11.30 退任



### 3. 計画の策定経過

開催日	実施項目	内容
平成 25 年 11 月 8 日～ 11 月 25 日	子育てに関するアンケート調査	○町内在住の小学校低学年までの児童のいる保護者 425 人を対象に、郵送配布・郵送回収によるアンケート調査を実施。 回収数 245 件（回収率：57.6%）
11 月 27 日	平成 25 年度第 1 回皆野町子ども・子育て支援会議	○皆野町子ども・子育て支援事業計画の策定について ①概要の説明 ②今後の日程
平成 26 年 7 月 28 日	平成 26 年度第 1 回皆野町子ども・子育て支援会議	○皆野町子ども・子育て支援事業計画の策定について ①事業量について ②骨子案について
11 月 20 日	平成 26 年度第 2 回皆野町子ども・子育て支援会議	○皆野町子ども・子育て支援事業計画素案について
平成 27 年 1 月 7 日～ 2 月 6 日	パブリックコメント	○皆野町子ども・子育て支援事業計画（案）について
2 月 27 日	平成 26 年度第 3 回皆野町子ども・子育て支援会議	○皆野町子ども・子育て支援事業計画（案）について

# 皆野町子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

編集 皆野町 健康福祉課

〒369-1492

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野 1420-1

TEL : 0494-62-1233

FAX : 0494-62-2791